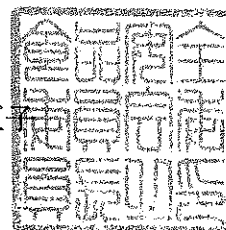




府食第398号
平成23年5月12日

農林水産大臣
鹿野 道彦 殿

食品安全委員会
委員長 小泉 直子



食品健康影響評価について（回答）

平成23年5月10日付け23消安第742号により貴省から当委員会に対し意見を求められた事項について、下記のとおり回答します。

記

今般行うこととしている我が国への輸入が認められる骨炭の用途に浄水ろ過材用を追加することについては、現在、国内で実施している浄水ろ過材用骨炭製造用碎骨と同一の熱処理（炭化）をあらかじめ海外で実施した最終製品を輸入することを認めるものであり、当該通知の条件を満たした骨炭は国内で生産されている骨炭と、人の健康に及ぼす影響が変わるものではないことから、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第11条第1項第2号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当すると認められる。